

漁業協同組合合併助成法施行細則の廃止について

団体指導課水産指導検査室

1 細則の制定理由

漁業協同組合の合併を促進する為、昭和 42 年に「漁業協同組合合併助成法」が制定された。

同法第 2 条で、知事が「合併及び事業経営計画」を認定するとあり、県では、計画の記載内容（様式）等を定める為「漁業協同組合合併助成法施行細則」（昭和 42 年 10 月 11 日千葉県規則第 60 号）を整備して、法第 2 条の認定に係る事務を行っていた。

2 細則の廃止理由

平成 20 年 4 月 1 日付けの水産庁通知によって、同法第 2 条に基づく「合併及び事業経営計画」の知事認定事務は廃止された。

（参考）

同法は、平成 10 年 3 月の法改正に伴い、法の拡充と併せて「漁業協同組合合併促進法」に名称変更されている。